

## 愛知海区漁業調整委員会委員の選任に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、漁業法（昭和24年法律第二百六十七号。以下「法」という。）、漁業法施行令（昭和25年政令第三十号。以下「政令」という。）及び漁業法施行規則（令和2年省令第四十七号。以下「省令」という。）の規定に基づき、愛知海区漁業調整委員会委員の候補者（以下「海区委員候補者」という。）の推薦及び募集等並びに愛知海区漁業調整委員会委員（以下「海区委員」という。）の任命等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定数)

第2条 愛知海区漁業調整委員会委員は、漁業者・漁業従事者委員（以下「漁業者等委員」という。）、学識経験委員、中立委員で構成し、その定数は次のとおりとする。

- (1) 漁業者等委員 11名
- (2) 学識経験委員 2名
- (3) 中立委員 2名

### (推薦及び募集)

第3条 法第139条第1項の規定に基づく海区委員の推薦及び募集は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 漁業者、漁業者が組織する団体その他の関係者の推薦
- (2) 一般募集

### (推薦及び応募の資格)

第4条 海区委員候補者として推薦を受け、又は募集に応募することができる者は、漁業に関する識見を有し、愛知海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は海区委員候補者となることができない。

- (1) 年齢満十八年未満の者（委員の任命時）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けること

がなくなるまでの者

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第七十七号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(推薦の求め及び募集の方法の公表)

第5条 知事は、海区委員候補者の推薦の求め及び募集にあたっては、愛知県公式ウェブサイトにより、漁業者等に対し周知する。

- 2 前項の規定による周知にあたっては、推薦の求め及び募集の期間、書面の提出方法、その他必要な事項を公表するものとする。

(推薦の手続)

第6条 海区委員候補者の推薦をしようとする者は、愛知海区漁業調整委員候補者推薦書（様式第1）に、知事が必要と認める書類を添えて、提出しなければならない。

- 2 前項の推薦する文書には、次の事項を記載するものとする。

(1) 推薦をする者が法人又は団体である場合は、その名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項

(2) 推薦をする者が個人である場合にあつては、その者の氏名、住所、職業、年齢及び性別

(3) 被推薦者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び漁業経営の状況

(4) 推薦を受ける者が漁業者又は漁業従事者に該当するか否かの別

(5) 推薦の理由

- 3 推薦をする者の代表者は、前項により必要事項を記載した推薦する文書を郵送又は持参により知事あてに提出するものとする。

(応募の手続)

第7条 海区委員候補者の募集に応募をしようとする者は、愛知海区漁業調整委員候補者応募届出書（様式第2）に、知事が必要と認める書類を添えて、提出しなければならない。

- 2 応募者は、愛知海区漁業調整委員候補者応募届出書（様式第2）に次の事項

を記載するものとする。

(1) 氏名、住所、職業、年齢及び性別

(2) 応募する者が漁業者又は漁業従事者に該当するか否かの別

(3) 応募の理由

3 応募者は、前項により必要事項を記載した応募の文書を郵送又は持参により知事あてに提出するものとする。

(推薦を受けた者及び募集に応じた者の公表)

第8条 知事は、推薦を受けた者及び募集に応募した者について、愛知県公式ウェブサイトにより推薦及び募集の期間の中間、及び終了後に遅滞なく公表する。

(候補者の選考及び決定)

第9条 知事は、第6条の規定により推薦された者及び第7条の規定により応募した者（以下「応募者等」という。）のうち、第4条に規定する資格要件を全て満たしていると認められる者について、定数の範囲内で委員候補者として決定するものとする。

2 知事は、応募者等の総数が海区委員の定数を超えたときその他必要があるとき認めるときは、愛知海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会設置要綱（令和2年8月27日施行）の規定により設置する愛知海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に応募者等の評価についての意見を求めるものとする。

3 評価委員会は、前項の規定による知事の求めに応じて候補者を評価した上で、知事に意見を報告するものとし、知事は、報告された意見に基づき、定数の範囲内で委員候補者として決定するものとする。

(任命)

第10条 知事は、前条により候補者として決定した者について、議会の同意を得て任命する。

2 知事は、前項の規定により任命された海区委員を、遅滞なく愛知県公式ウェブサイトで公表する。

(補充)

第11条 罷免、失職、辞任等による欠員が生じたことにより、愛知海区漁業調整委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合には、知事は、速やかに海区委員を補充するものとする。

2 前項の規定による補充は、第5条から第10条の規定を準用する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、海区委員候補者の推薦及び募集等並びに海区委員の任命等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月27日から施行する。